

令和元年度国民健康保険料（税）の賦課状況について

市町村の国保財政運営の責任主体は都道府県であるが、県が定める標準保険料(税)率を参考にした保険料(税)率の決定や被保険者への賦課及び徴収は市町村の役割とされている。

市町村における令和元年度国民健康保険料(税)の賦課状況(速報値)は、下記(詳細は別添)のとおりである。

1 賦課方式

賦課方式は、2方式(所得割、被保険者均等割)、3方式(2方式+世帯別平等割)、4方式(3方式+資産割)があり、本県の標準保険料率は3方式である。

令和元年度は、2方式が2市、3方式が37市町村、4方式が15市町村となっている。(医療給付費分)

なお、前年度から賦課方式を変更した市町村は1市(4方式から3方式に変更)である。

賦課方式	市町村数	世帯数	被保険者数		平成30年度市町村数	
			割合	割合		
2方式	2	324,980	33.9%	483,751	31.9%	2
3方式	37	485,558	50.7%	793,012	52.4%	36
4方式	15	147,194	15.4%	237,448	15.7%	16

2 賦課限度額

各市町村は保険料(税)の賦課に当たって、政令で定める額を上限として、賦課限度額を設定する。

令和元年度は、医療給付費分で37市町村、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で全市町村が政令基準額と同額となっている。

	政令基準額 (千円)	基準と同額の市町村数		平成30年度市町村数
		割合	割合	
医療給付費分	610	37	68.5%	37
後期高齢者支援金分	190	54	100.0%	54
介護納付金分	160	54	100.0%	54

【参考】一人当たりの保険料(税)調定額

令和元年度(4月1日現在)の一人当たり保険料(税)調定額(県内市町村平均)は、102,335円である。

なお、前年度から2.22%増である。

令和元年度	増減率	平成30年度
102,335円	102.22%	100,108円